

公職選挙法の改正について**1 改正の背景と趣旨**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正により、平成31年3月1日以後にその期日を告示される市議会議員選挙から、選挙運動用ビラ^{はんぷ}を頒布できるようになりました。その選挙運動用ビラの作成については、市の条例の定めるところにより、公費負担とすることができます。

本市においても、有権者が候補者の政策等を知る機会を拡充するため、市議会議員選挙の選挙運動用ビラに係る公費負担について、所要の規定の整備をします。

2 公費負担の内容

単価の限度額	選挙運動用ビラ1枚当たり 7円51銭 (国政選挙及び江田島市長選挙と同額)
作成枚数の限度	候補者一人につき2種類以内のビラ 合わせて4,000枚
公費負担限度額	7円51銭×4,000枚=30,040円

※供託金没収のときは自己負担になります。

3 選挙運動用ビラの頒布方法

新聞折込み又は候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内若しくは街頭演説の場で頒布ができます。これら以外の方法による頒布はできません。

4 記載内容等

文面は自由ですが、虚偽事項や利害誘導等の内容は記載できません。
なお、両面印刷、色刷り、紙質等について特段の制限はありません。

5 今後の予定

- (1) 議会への提出予定 12月議会
- (2) 施行日 平成31年3月1日